

見積り合せ応募上の注意事項

世田谷区財務部経理課契約係

本件については**契約方法が通常と異なります**。以下をよくお読みの上、希望申請や見積書を提出くださいますようお願いいたします。

【落札者及び契約単価の決定方法の概要】（見積り合せ説明書からの再掲）

本件では、区の予定価格内で最低価格の見積書を提出した落札候補者をもって即落札者を決定するのではなく、一旦落札決定を保留し、落札候補者の入札補助表の積算内容を確認した上で、入札補助表に記載された単価（代表工種の単価）については当該単価を契約単価として予定し、入札補助表に含まれない単価（予定数量がない工種の単価。以下「ゼロ工種の単価」。）については区が所定の係数により単価を算出して落札候補者へ提示し、落札候補者が区提示のゼロ工種の単価を契約単価とすることで了承した場合に、当該落札候補者を落札者とします。

- ① 本件は、電子調達サービス上で希望申請の受付及び指名を行った上で見積り合せを行う「希望制見積り合せ」です。（システムの都合上、案件情報では契約方法が「希望制指名競争入札」の名称となっています。）
- ② 見積書には**入札補助表を必ず添付**してください。
入札補助表の書式は、発注図書にエクセルデータ（金額空欄）として添付しますので、指名通知後に必ず取得（**ダウンロード**）してご使用ください。
- ③ 落札者は即日には決定いたしません。
開札時に、区の予定価格内で最低価格の見積書を提出した者を落札候補者として特定した後、一旦保留とします。なお、落札候補者は複数出ることもあります。
- ④ 1回の見積り合せで落札候補者が特定されない場合は、2回目・3回目の見積り合せを行うので、そのつど見積書に入札補助表を必ず添付してください。
- ⑤ 区は落札候補者から提出された**入札補助表を審査した後、契約単価を以下の通り算出**します。

ア. 入札補助表に記載がある工種の単価（代表工種の単価）

入札補助表に履行内容の予定数量が明示されている工種（以下「代表工種」）の契約単価については、落札候補者が入札補助表に入力した単価（税抜き額）となります。

イ. 入札補助表に記載がない工種の単価（ゼロ工種の単価）

入札補助表に記載がない工種（履行内容の予定数量が0（ゼロ）の工種。以下「ゼロ工種」。）の契約単価については、区が当該契約案件の予定価格（非公表）

の税抜き額に対する落札候補者の見積金額（税抜き額）の比率（以下「落札率」）をもって算出します。

具体的には、工種ごとの区の予定単価（非公表）の税抜き額に落札率を係数として一律に掛け、各ゼロ工種の単価を算出します。なお、算出した単価に1円未満の端数がある場合、端数は切り捨てます。

【ゼロ工種の単価の計算例】

《与条件》区の予定価格の税抜き額（非公表）： 18,200,000 円

落札候補者の見積金額（税抜き額）： 15,750,000 円

落札率： $15,750,000 \text{ 円} \div 18,200,000 \text{ 円} = 0.86538461538\cdots$

ゼロ工種のうち工種Aの区の予定単価の税抜き額（非公表）： 2,000 円

ゼロ工種のうち工種Bの区の予定単価の税抜き額（非公表）： 1,500 円

《工種Aの契約単価》

（予定単価の税抜き額） $2,000 \times$ （落札率） $0.86538461538\cdots = 1730.76923076\cdots$

→円未満の端数切捨により「1,730 円」

《工種Bの契約単価》

（予定単価の税抜き額） $1,500 \times$ （落札率） $0.86538461538\cdots = 1298.07692307\cdots$

→円未満の端数切捨により「1,298 円」

- ⑥ 上記⑤イで算出した各ゼロ工種の単価について、区から落札候補者へ、回答期限とともに提示します。

- ⑦ 落札候補者は、**提示されたゼロ工種の単価（以下「提示単価」）を契約単価とすることの可否について、回答期限までに経理課契約係へご回答ください。**

なお、提示単価の個々の金額調整には応じられないので、可否についてのみご回答ください。また、提示された単価について「否」と回答された場合は、当該契約案件の落札者になることはできないので、ご注意ください。

- ⑧ 落札候補者が提示単価について「否」と回答した場合は、当該落札候補者は落札者とならず、次に低額な見積書を提出した者を次の落札候補者として、上記⑤～⑦の手続きを、提示単価を契約単価として了承する者が出るまで繰り返します。

もし、区の予定価格内で見積書を提出した者で、提示単価を了承する者が1者もなかった場合は、当該案件の見積り合せを「打ち切り」とします。

- ⑨ もし、同額の見積書を提出した落札候補者が複数あった場合は、「くじ」により単価交渉の順番を決めた上で、上記⑤～⑦の手続きを行います。

この場合、落札候補者に経理課契約係の窓口（世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区役所東棟 5 階 503 番窓口）にお越しいただき、直接「くじ」を引いていただきます。原則的に電子調達サービスの「電子くじ」は使用しません。

- ⑩ 上記⑦で、落札候補者が提示単価について「可」と回答した場合、当該落札候補者を落札者として決定します。

以上